

令和6年4月12日

測量・建設コンサルタント等一般競争（指名競争）
入札参加資格者 各位

高知市上下水道局企画財務課 契約担当

建設工事に係る委託業務の**最低制限価格**の算定方法について

建設工事に係る委託業務の**最低制限価格**の算定方法は、令和6年4月12日（公告日、指名通知日が令和6年4月12日以降のもの）から次のとおりとなります。

ただし、予定価格が（直接人件費＋直接経費＋技術経費＋諸経費）の費目構成で算定されている場合は、指名通知書等で**最低制限価格**の算定方法等を表示します。

記

1 対象業務

企画財務課で入札を行う予定価格（税込み）が50万円を超える測量，土木設計，建築・設備設計，家屋補償，地質調査等の建設コンサルタント業務

2 **最低制限価格**の算定方法

	改正前	改正後
測 量	直接測量費＋測量調査費＋諸経費× 48 /100	直接測量費＋測量調査費＋諸経費× 50 /100
土木設計	直接人件費＋直接経費＋その他原価 ×90/100＋一般管理費等× 48 /100	直接人件費＋直接経費＋その他原価 ×90/100＋一般管理費等× 50 /100
建 築 ・ 設備設計	直接人件費＋特別経費＋技術経費× 60/100＋諸経費×60/100	同左(改正なし)
家屋補償	直接人件費＋直接経費＋その他原価 ×90/100＋一般管理費等× 45 /100	直接人件費＋直接経費＋その他原価 ×90/100＋一般管理費等× 50 /100
地質調査	直接調査費＋間接調査費×90/100＋ 解析業務費×80/100＋諸経費× 48 /100	直接調査費＋間接調査費×90/100＋ 解析業務費×80/100＋諸経費× 50 /100
漏水調査	直接人件費＋直接経費＋諸経費× 60/100	同左(改正なし)

3 最低制限価格の設定範囲

- (1) 測量業務については、上記算定式により算出した額が予定価格の10分の8.2を超える場合は予定価格の10分の8.2とし、予定価格の10分の6に満たない場合は予定価格の10分の6の額とする。
- (2) 土木設計及び家屋補償については、上記算定式により算出した額が予定価格の10分の8.1を超える場合は予定価格の10分の8.1とし、予定価格の10分の6に満たない場合は予定価格の10分の6の額とする。
- (3) 建築・設備設計及び漏水調査については、上記算定式により算出した額（税抜き、以下同じ）が予定価格（税抜き、以下同じ）の10分の8を超える場合は予定価格の10分の8とし、予定価格の10分の6に満たない場合は予定価格の10分の6の額とする。
- (4) 地質調査については、上記算定式により算出した額が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格の10分の8.5とし、予定価格の3分の2に満たない場合は予定価格の3分の2の額とする。
- (5) また、2つ以上の業務内容を含む場合は、それぞれの業務内容に応じて算定し、合計した額とする。

以 上